

福山市企業版ふるさと納税マッチング支援業務（（仮称）子ども未来館整備事業）について、委託業者を募集することとしたので、応募を希望する者は、手続を行うこと。

2026年（令和8年）6月5日

福山市長 枝 広 直 幹

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

福山市企業版ふるさと納税マッチング支援業務（（仮称）子ども未来館整備事業）

### (2) 業務内容

別紙「福山市企業版ふるさと納税マッチング支援業務（（仮称）子ども未来館整備事業）委託仕様書（案）」のとおり

### (3) 業務履行期間

契約締結の日から2027年（令和9年）3月31日（水）まで

## 2 委託料の算定方法

委託料の算定は成果報酬型によるものとし、本業務を通じて行われた寄附額に委託料率（上限を20%）を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（上限4,125,000円）とする。

なお、本業務における契約相手方は複数者を想定しており、委託料の総額が本市の予算額を超えると見込まれる場合は、協議のうえ、決定する。

## 3 選定方式及び契約方法

受注者による企業への提案や寄附意向の確定までの方法は、受注者が有する企業や業界との独自のつながり、提案・交渉にあたっての体制、ツール、頻度など多様であり、指名競争入札や一般競争入札のような価格競争だけでは事業者の優劣を判断できない。そのため、受託希望事業者は随時募集を行い、業務内容の詳細と委託料率の参考見積書の提案を受けて評価し、受注候補者を選定する。また、受注候補者と仕様等について協議が整い次第、当該業者と随意契約を締結する。

## 4 応募資格

本件に応募する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、本市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 本市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 地方公共団体が行う企業版ふるさと納税のマッチング支援業務（類似の業務を含む。）による寄附実現の実績が1件以上あること。

## 5 応募の手続

### (1) 担当部署

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎7階）  
福山市保健福祉局ネウボラ推進部未来館設置準備室  
電話：084-928-1284  
E-mail：[miraikan@city.fukuyama.hiroshima.jp](mailto:miraikan@city.fukuyama.hiroshima.jp)

### (2) 質問書

本事業への応募に当たり、質問がある場合は、別紙様式「質問書」を添付し、(1)のメールアドレス宛てに電子メールにて提出すること。

※提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話で行うこと。

※メール送信の際は、件名に「福山市企業版ふるさと納税マッチング支援業務（（仮称）子ども未来館整備事業）に関する質問」と記載すること。

回答は、本市ホームページに随時掲載する。

### (3) 本事業に応募する場合は、実施要領の別表1に記載の書類を担当部署へ提出し、審査を受けること。

### (4) 募集期間等

#### ア 募集期間

2026年（令和8年）6月5日（金）から2027年（令和9年）3月31日（水）まで

#### イ 提出資料 実施要領の別表1に記載の書類

※本市が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

#### ウ 配付方法 本市ホームページからダウンロードすること

#### エ 提出場所 (1)の担当部署と同じ

#### オ 提出方法 持参又は書留郵便（配達記録が残る方法に限る）

（持参の場合は、募集期間のうち、平日の午前8時30分から午後5時まで）

※提出書類の作成及び提出に要する費用は応募者の負担とする。

### (5) 応募は、年度内に1事業者につき1回に限る。

## 6 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 正当な理由なく契約を締結しないとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 2の委託料率の適正な範囲を超えた見積書を提出した場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

## 7 その他

詳細は、実施要領に定めるところによる。